



JCSS

計量法校正事業者登録制度
Japan Calibration Service System
ジェイ・シー・エス・エス

JCSSとは

計量法第8章の規定により、計量のトレーサビリティ確保のため設立された制度です。計量器を校正する事業所の技術能力やトレーサビリティが、校正機関認定の国際規格であるISO/IEC 17025 (JISQ 17025) の基準を満たしていることを、認定機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター (略称IAJapan) が審査・認定する仕組みです。

JCSS標章付校正証明書とは

JCSS校正事業者の発行するJCSS標章 (JCSS) 付校正証明書は、その校正結果が国家計量標準へとつながっていることを、公に証明しているものです。

JCSS標章付校正証明書があれば、さらに上位の国際又は国家計量標準へとトレーサビリティをさかのぼって調べる必要はありません。法定計量、QMS認証、製造業者独自の校正証明書は、技術能力の確保や、トレーサビリティの確保に必要な不確かさの推定がされていない自己宣言による校正証明書です。このような校正証明書と違い、さらに確かな「計量のトレーサビリティのしるし」、それがJCSS標章付校正証明書です。

国際MRA対応認定事業者とは

JCSS校正事業者の中で、さらに国際MRA対応認定事業者として認定されると、国際的にも通用するJCSS認定シンボル (IAJapan JCSS) 付校正証明書が発行できます。

IAJapanは国際試験所認定協力機構並びにアジア太平洋試験所認定協力機構で相互承認を行っているので、JCSS認定シンボル付証明書は、米国 (NVLAP、A2LA)、英国 (UKAS)、ドイツ (DKD)、オーストラリア (NATA) などが認定した校正機関の発行する校正証明書と同等です。



(校正証明書の例)

お問い合わせは... IAJapanへ



独立行政法人 製品評価技術基盤機構 認定センター (IAJapan)

〒151-0066 東京都渋谷区西原2丁目49番10号 TEL: 03-3481-8242 FAX: 03-3481-1937

<http://www.iajapan.nite.go.jp/jcss/>